

高等教育の修学支援の確実な実施



文部科学省

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年5月法律第8号）に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立活躍できる人材を育成する大学等において修学できるような**高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）を確実に実施（内閣府計上）**する。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施**するとともに、修士課程学生に対する業績優秀者返還免除制度の充実に向けて取組む。

※高等教育の修学支援新制度と一体的な経費（無利子奨学金）については予算編成過程で検討する。

事業概要

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金）：事項要求（4,804億円）

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校・専門学校
 【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
 （準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援）

【財源】消費税による財源を活用
 （少子化に対処するための社会保障関係費として内閣府に予算計上、文部科学省で執行）

個人要件

○進学前は成績に関して否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

○国等による要件確認を受けた大学等が対象

○学問追求と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各高校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
 （授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

（既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。）

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
 （給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
 無利子奨学金：事項要求（1,036億円）

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	※ (50万9千人)	72万6千人
事業費	※ (3,099億円)	6,205億円
うち一般会計等	※ (政府貸付金(一般会計)1,036億円) 財政融資資金 92億円)	財政融資資金 5,794億円
貸与月額	学生等が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生等が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与基準 令和4年度採用者	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 <住民税非課税世帯の学生等> ・成績基準を実質的に厳格	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
家計	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合	※要計基準は家族構成等による
返還期間	804万円以下 卒業後20年以内 ※所得運動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	1,147万円以下 卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (令和3年3月貸与終了者) 利率見直し 0.004% 利率固定 0.268%

(注)無利子奨学金の貸与人員、事業費における下段の()書きは前年度の予算規模

高等教育の修学支援新制度について（実施時期：令和2年4月1日）

※大学等における修学の支援に関する法律（令和元年5月10日成立）

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等減免制度の創設 ②給付型奨学金の支給の拡充
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 （（令和2年度の在学学生（既入学者も含む）から対象））
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用
 国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上、文科省で執行

令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円※
 給付型奨学金 2,341億円
 ※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分（404億円）は含まない。

国・地方の所要額 5,208億円

※令和4年度要求は事項要求

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

（授業料等減免の上限額（年額）（住民税非課税世帯））

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金

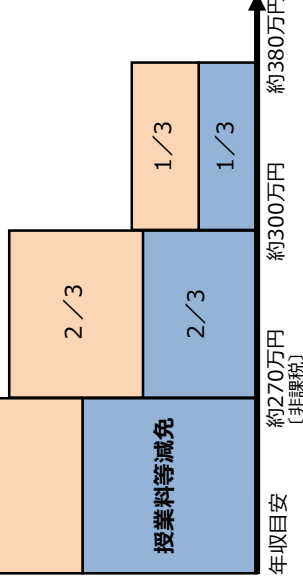
- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

（給付型奨学金の給付額（年額）（住民税非課税世帯））

国公立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立	高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立	大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立	高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生

住民税非課税世帯の学生の2/3又は1/3を支援し、支援額の段差を滑らかに



（両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安。基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる）

支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
 - 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件
- 大学等の要件：**国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象
- 学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等
 - 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

支援措置の対象となる学生等の認定要件について

1. 家計の経済状況に関する要件

【所得】 以下の算式により算出された額について、学生等及びその生計維持者の合計額が、以下の基準額に該当すること

(算式) 市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)※
※政令指定都市に市民税を納税している場合は、(調整控除の額＋税額調整額)に3/4を乗じた額となる。

(基準額) 第Ⅰ区分(標準額の支援) 100円未満

第Ⅱ区分(標準額の2/3支援) 100円以上～25,600円未満

第Ⅲ区分(標準額の1/3支援) 25,600円以上～51,300円未満

※地方税法第295条第1項各号に規定する者又は同法附則第3条の3第4項の規定により同項の市町村民税の所得割を課することができない者については、算式に基づき算定された額と等とする。

2. 学業成績・学修意欲に関する要件 (採用時)

予約採用

高校3年生

申請時期：入学前年度

高校2年次(申込時)までの評定平均値が、

3.5以上 … 進路指導等において学修意欲を見る。

3.5未満 … レポート又は面談により学修意欲を確認する。

〔高卒認定試験を経て大学等へ進学しようとする者については、高卒認定試験の受験・合格をもって、学修意欲があるものとみなす。〕

3. 国籍・在留資格に関する要件

- ① 日本国籍を有する者
- ② 法定特別永住者として本邦に在留する者
- ③ 永住者、日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格をもって本邦に在留する者
- ④ 定住者の在留資格をもって本邦に在留する者で永住者若しくは永住者の配偶者等に準ずる者とその者が在学する学校の長が認めたもの(＝将来永住する意思があると認められた者)

【資産】 学生等及びその生計維持者の保有する資産※の合計額が、以下の基準額に該当すること

(基準額) 生計維持者が2人の場合 2,000万円未満

生計維持者が1人の場合 1,250万円未満

※ 対象となる資産の範囲：現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額(不動産は対象としない)

在学採用

2～4年生

申請時期：在学中(毎年) 4月

次の①か②のいずれかに該当すること

① 在学する大学等における学業成績について、GPA(平均成績)等が上位1/2以上であること

② 次のいずれにも該当すること

a. 修得単位数が標準単位数※以上であること

※ 標準単位数＝卒業必要単位数／修業年限×申請者の在学年数

b. 学修計画書の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※ ただし、①又は②に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定の基準において「廃止」に該当する場合には、不採用とする。

※ 災害、傷病その他のやむを得ない事由により②aに該当しない場合には、②bに該当することで足りる。(「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には今般の新型コロナウイルス感染症の影響によるものを含む)

4. 大学等に進学するまでの期間に関する要件

- ① 高校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、確認認学等に入学した日までの期間が2年を経過していない者
- ② 高卒認定試験合格者等については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が5年を経過していない者(5年を経過した後も引き続き進学しようとする大学等における修学意欲を有する者として日本学生支援機構が認める者を含む。)であって、合格した年度の翌年度の末日から確認認学等に入学した日までの期間が2年を経過していないもの
- ③ 「個別の入学資格審査」を経て大学等への入学を認められた者については、20歳に達した年度の翌年度の末日までに確認認学等へ入学した者

支援対象者の要件(個人要件)等

【学業成績・学修意欲に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにすること。進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学修状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認する。
- 大学等への進学後は、その学修状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切る。

	学業成績の基準
廃止 (支援 打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す。
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く。） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

特例①：傷病・災害等の不慮の事由

災害、傷病、その他のやむを得ない事由がある場合は、「廃止」又は「警告」区分に該当しない。
 ※「災害、傷病その他のやむを得ない事由」には新型コロナウイルス入ル感染症の影響によるものを含む

次に該当する場合は、(GPA等が下位1/4であっても)「警告」区分に該当しない。

特例②：教育課程の特性

学生等の所属する学部等の教育課程と密接に関連した、確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等を十分に取得できる水準にあると見込まれる場合

特例③：児童養護施設の入所者等

社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合

【その他】

- 旧給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・ 日本国籍、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は永住の意思が認められる定住者であること
 - ・ 高等学校等を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が2年を経過していないこと
 - ・ 過去において本制度の支援対象としての認定を受けたことがないこと
 - ・ 保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）
- 次のいずれかに該当する場合には、遡って認定を取り消す（返還等を求める。）
 - ・ 偽りその他不正の手段により支援を受けた場合
 - ・ 大学等から退学・停学（無期限又は3ヶ月以上の者に限る。）の懲戒処分を受けた場合（3ヶ月未満の停学又は訓告の懲戒処分を受けた場合には認定の効力を停止する。）
 - ・ 「廃止」の区分に該当するものうち、学業成績等が著しく不良であり、かつ災害・傷病その他のやむを得ない事由がない場合

大学等における学修意欲等の確認の概要

高等教育の学修支援新制度においては、**明確な進路意識**と**強い学びの意欲**をしっかりと見極めた上で支援を行うこととしており、大学等が、授業料等減免の支援対象者の選考及び日本学生支援機構への給付型奨学金の採用候補者の推薦を行うにあたっては、以下により学修意欲等を確認する。また、確認の際の基本的な考え方を示した「**大学等への学修支援の措置に係る意欲確認等の手引き（大学等向け）**」（以下、「手引き」）を策定。

学業成績・学修意欲等に関する基準

日常的な学修状況、進路指導等を勘案しつつ、次の条件に該当するか否かを確認する。

入学1年目

次の①から④のいずれかに該当すること

- ① 高校の評定平均値が**3.5以上**であること
- ② 入学者選抜試験の成績が入学者の**上位1/2以上**であること
- ③ 高等学校卒業程度認定試験の**合格者**であること
- ④ 「**学修計画書**」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

入学2年目以降

次の①又は②のいずれかに該当すること ※1

- ① 在学する大学等における学業成績について、GPA（平均成績）等が**上位1/2以上**であること
- ② 次のいずれにも該当すること
 - 修得単位数が**標準単位数 ※2 以上**であること
 - 「**学修計画書**」の提出を求め、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できること

※1 ただし、在学中の学業成績が適格認定の基準において、「廃止」の区分に該当する場合（修業年限で卒業できないことが確定した場合など）には支援の対象とならない。

※2 標準単位数 = 卒業必要単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数

「学修計画書」により確認すべき項目

① 学修の目的（将来の展望を含む）

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・ 学修の目的が明確に述べられているか
- ・ 学修の目的を自身の言葉で表現できているか
- ・ 卒業後の将来の展望が述べられているか
- ・ 社会で自立し、活躍できるようになることが期待できるか

② 学修の計画

次の観点が述べられているかを確認

上記の学修の目的を踏まえ、これまでに何を学び、今後、何などのように学びたいか等が自分の言葉で述べられているか

③ 学修継続の意志

次の観点のいずれかが述べられているかを確認

- ・ 卒業まで学修を全うしようとする意志があるか
- ・ しっかり学ぼうとする意欲があるか
- ・ その他、学修の意欲が十分にありと認められるか

「学修計画書」の様式

各大学が適切かつ効率的に学修意欲等を確認できるよう、手引きにおいて参考様式を提示。

ただし、上記の各項目・各観点を確認できるものであれば、進路指導等において**各大学等が独自に用いているもの**により確認することを妨げない。

● 参考様式のイメージ

大学等への学修支援の措置に係る学修計画書

学修計画書 氏名	〒	学修計画書 学号	学修計画書 学名	学修計画書 学部	学修計画書 学科	学修計画書 学年

※ 学修計画書（任意）は、学修支援の措置に係る学修計画書の提出を要する。また、次の（1）から（3）を参考にしつつ、その内容に即して作成すること。100～400文字程度。

（1） 将来の目標（職業）があり、その達成（達成）にむけてどのような学修の計画や目標を掲げるかを、

（2） 現状のある学修の計画や目標があり、それらに関する課題を挙げ、課題を克服する。を、

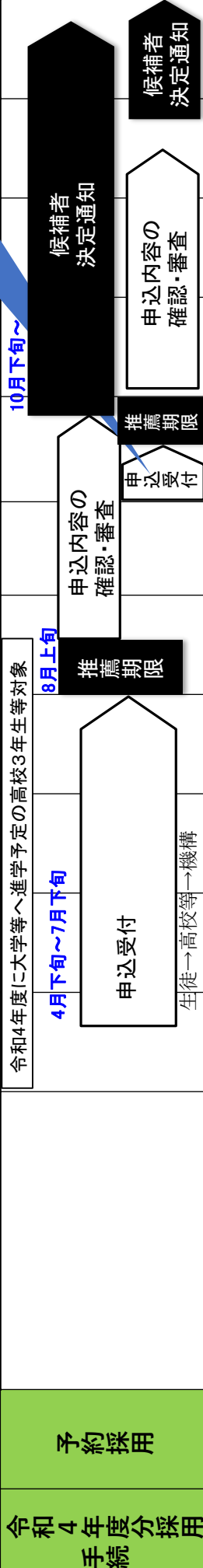
（3） 将来、社会人として自立するための準備が可能な計画を述べる。

高等教育の修学支援新制度 スケジュール

		令和3年						令和4年					
		9月~3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
機関要件の確認		9/11 対象機関の公表		5/1~6/30 確認申請 5/1~6/30 更新確認申請	審査		8月末 対象機関の公表						
	令和3年度分採用手続	令和3年度に大学等へ進学予定の高校3年生等対象 10月下旬~	4/1~5/23 進学届	採用決定									
令和3年度分採用手続	予約採用												
	在学採用	9/1~11/30 申込受付(後期)	◎ 申込受付(前期)	4/1~6/30 学生→大学等→機構	採用決定(後期)	~7/25 推薦期限	令和3年度時点で大学等に既在学している学生対象	9月上旬~ 申込受付(後期)					
令和4年度分採用手続	予約採用												
	在学採用												

前年度の予約採用の申込をできなかった場合でも進学後に申込を行うことも可能。(在学採用)
在学採用でも、入学金減免を含め、支援額は予約採用と同じ。

急な進路変更等への対応として、秋の申請期間を設定。(予約採用)



(注1) 上記は給付型奨学金の申込手続を示したものです。給付型奨学金の対象者は授業料等減免の対象者にもなる。学生は、各大学等が定める時期に、授業料等減免の申込手続を行う。
 (注2) 令和3年度の申込受付、推薦期限、申込内容の確認・審査、候補者決定通知、採用決定等の時期は予定である。
 (注3) 機構は日本学生支援機構を指す

進学資金シミュレーションの概要

<日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、**①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。**

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)

資金シミュレーションのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）

進学資金シミュレーター

奨学資金シミュレーター

奨学資金の種類や受けられる金額、進学後の生活費や奨学金の金額がわかるようになります。

このシミュレーターを使うことで、「進学したらどの程度の奨学金が必要になるのか」「進学後の生活費や奨学金の金額がどの程度になるのか」を確認することができます。

シミュレーションする

トップ画面

選択画面

利用したいシミュレーションを選択

奨学資金シミュレーター

奨学資金の種類や受けられる金額、進学後の生活費や奨学金の金額がわかるようになります。

奨学資金シミュレーション

奨学資金の種類や受けられる金額、進学後の生活費や奨学金の金額がわかるようになります。

奨学資金シミュレーション（保護者の方向け）」

奨学資金の種類や受けられる金額、進学後の生活費や奨学金の金額がわかるようになります。

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け） 情報入力

収入（「年収」や「所得」）は2018年1月～12月の情報を入力してください。また、年齢や、世帯（世帯の人数）については、2018年12月31日現在の情報を入力してください。

【新注】 申込者の生計を維持している人（1人目）の情報を入力してください。

- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。
 - 共有 別居とも同居が片働き ひどい親 申込者自身 その他
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。
 - 受けていない 受けている

1人目の年収は、
〔 45 〕 歳
1人目の給与収入は、
〔 200.0 〕 万円
公営住宅の収入は、
〔 0.0 〕 万円
総計、世帯以外の所得は、
〔 0.0 〕 万円

入力画面

収入額等に関する情報を入力

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け） 結果表示

奨学金の支額

給付月額	月額
75,800円	0円

参考：支給額決定基準額(1人目)

※奨学金の申込により、奨学料等減免の交付対象となります。
※給付奨学金に加え、無利子奨学金の貸付を受ける場合は、無利子奨学金の貸付を受けることでの収入や資産に調整する必要があります。上記金額は月額合計です。
※支給額決定基準額には、収入や所得から算出される、毎月所得や資産増減の区分を決定するなどの要因です。

※シミュレーションの結果はあくまで参考であり、実際に奨学金等の申請された際の状況との違いが生じます。奨学金の申請は、奨学金の申込書に記入の上、奨学金の申込書に添付して提出する必要があります。奨学金の申請は、奨学金の申込書に記入の上、奨学金の申込書に添付して提出する必要があります。奨学金の申請は、奨学金の申込書に記入の上、奨学金の申込書に添付して提出する必要があります。

結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択シミュレーション

給付奨学金シミュレーション（生徒・学生の方向け）

給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）

貸与奨学金シミュレーション

学生生活費シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する**簡易な情報の入力**で、**世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるか**を表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

生計維持者、**収入額**、世帯構成、進学希望先等に関する**詳細な情報の入力**で、**支給の可否やその条件に応じた支給月額**を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報を入力で、**貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額**を表示。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

（高等教育の修学支援新制度 ～授業料等減免・給付型奨学金～）

家計が急変した学生等への支援について

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

**家計を急変させる予期できない事由
（急変事由）**

生計維持者（学生の父母等）の**死亡、事故・病気**（による就労困難）、**失職**（※）、**災害等やむを得ない事由**
（※）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

➔ **この「やむを得ない事由」の中に、
今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対象にするよう運用を拡充**



原則	家計急変の場合の特例
申込 年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3カ月以内に申し込み）
支援開始時期 4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※ 申請日の属する月の分から支給開始できるよう省令変更
対象者 家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準 住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の 見込額 を基に基準額を算定）
判定対象となる所得 前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認 ※ 新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した後の1ヶ月程度の所得で判定
支援区分の変更 毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3カ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

予算 令和3年度予算額 4,804億円

授業料等減免 2,463億円 ※公立大学等及び私立専門学校に係る地方負担分(404億円)は含まない。
給付型奨学金 2,341億円

国・地方の所要額 5,208億円
※令和4年度要求は事項要求

※左記は住民税非課税世帯の場合。
準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。
※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。（平成11年度創設）

緊急採用（無利子）奨学金		緊急採用（有利子）奨学金	
対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒	
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者	
家計基準	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定 （基準）一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	
採用時期	随時	随時	
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額	

貸与月額

※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

最高月額 その他 の月額	第一種奨学金（無利子）					
	大学		私立		私立	
	国公立	自宅	自宅外	自宅	自宅外	自宅外
50,000円	45,000円	51,000円	54,000円	45,000円	51,000円	60,000円
40,000円	45,000円	51,000円	54,000円	45,000円	51,000円	60,000円
30,000円	45,000円	51,000円	54,000円	45,000円	51,000円	60,000円
20,000円	45,000円	51,000円	54,000円	45,000円	51,000円	60,000円

※ 家計収入（年額）が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。

第二種奨学金（有利子）

2万円～12万円（1万円単位）

- ※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可
- ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

（参考）【第二種奨学金 貸与利率（令和3年3月現在）】

- ・ 利率見直し方式：0.004%
- ・ 利率固定方式：0.268%

学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイダンス」を実施します。
- ・学校説明会やオープンキャンパスでの奨学金や進学のための資金計画の説明などに是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイダンス」内容	
①全体説明 (50～90分程度)	
・ 大学等への進学のための資金計画の説明	
・ 奨学金事業の概略の説明 など	
②個別相談 (30～90分程度 希望がある場合)	
・ 資金計画の作成への助言 など	

※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイダンス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイダンス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>
スカラシップ・アドバイザー 検索



学校ご担当者様へ

スカラシップ・アドバイザー 派遣事業をご活用ください!



スカラシップ・アドバイザーとは?

日本学生支援機構の研修を修了し、「スカラシップ・アドバイザー」の認定を受けたファイナンシャル・プランナーです。

スカラシップ・アドバイザーが

- 進学費用準備のための資金計画の説明・助言等を行うことにより、高校生や保護者などが進学を考えるにあたっての、経済的な不安の解消をお手伝いします。
- 安心して奨学金を利用するための知識を提供します。

- ・日本学生支援機構が「スカラシップ・アドバイザー」を派遣し、「奨学金等進学資金ガイドランス」を実施します。
- ・進学説明会や「総合的な学習の時間」だけでなく、そのほか、PTAや教育委員会主催の進学説明会、セミナーなどにも是非ご活用ください。
- ・派遣料は無料です。

「奨学金等進学資金ガイドランス」内容	
① 全体説明 (50～90分程度)	
・ 大学等への進学のための資金計画の説明	
・ 奨学金事業の概略の説明	など
② 個別相談 (30～90分程度)	
・ 資金計画の作成への助言	希望がある場合
	など

※奨学金申込みの事務手続き・推薦事務に係る説明については、ガイドランス内容の範囲外となりますので、予めご了承ください。
※ガイドランス開催予定日の1ヶ月前までにお申込みください。



申込方法、本事業の詳細は、こちらをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/adviser/index.html>

スカラシップ・アドバイザー 検索



新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 令和4年4月に進学予定の生徒で、今年度を実施した予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

令和3年度の予約採用（進学前の採用）は、4月から実施し、7月末に締め切りました。
 ※就職希望者が急な進路変更等により進学する場合の対応として、秋の予約採用の実施を予定しています。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など（注）にも、本制度を知っていただきたいと思ひます。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

（注）高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。

修学支援
新制度



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
 [まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）]

文部科学省 特設ホームページ

「学びたい気持ちに応援します」
 （制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
 「給付奨学金シミュレーション」
 （自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。）



お金の心配なく大学や専門学校で学びたい生徒のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

大学・短大・高専(4～5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間

高校3年の4月以降(学校ごとに異なります)
※2021年度は終了していますが、進学後に大学等に申し込む
ことができます。

修学支援
新制度

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。
「高等教育の修学支援」公式キャラクター
[まねこ先生(左)とまねびーニャ(右)]
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、
特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)



くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援
特設HP LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター

「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

○ 日本学生支援機構 奨学金相談センター

電話:0570-666-301(月～金, 9:00～20:00)

* 土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。

* 給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。

○ 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口

進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については,
各大学の学生課や奨学金窓口にご相談してみよう。

大学・専門学校等への入学前・入学後に学生又は保護者が利用可能な支援制度

(令和3年5月現在)

生活福祉資金貸付制度【教育支援資金】（都道府県社会福祉協議会）	
貸付限度額	①教育支援費 ＜大学＞ 月額6万5千円以内 ＜短大等＞ 月額6万円以内 ※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可 ②就学支援費 50万円以内
対象	低所得世帯：必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯（市町村住民税非課税程度）
保証人	不要（世帯内で連帯借受人が必要）
利息	無利子
償還期限	据置期間：卒業後6か月以内 償還期限：据置期間経過後20年以内
問合せ先	お住まいの地域の市区町村社会福祉協議会 （市区町村社会福祉協議会の連絡先が分からないときは都道府県社会福祉協議会にお問合せください。） 【参考】都道府県社会福祉協議会 お問合せ先一覧 https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html
国の教育ローン（日本政策金融公庫）	
貸付限度額	350万円以内（学生一人あたり）
対象	融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、世帯年収による制限あり。子供の人数に応じて幅広く対応（例：子供2人の場合世帯年収が890万円以内）
利息	年1.66%（固定金利）※2021年5月時点
備考	日本学生支援機構の奨学金との併用可、受験前から申込み可。低所得世帯、ひとり親世帯、多子世帯などは金利や返済期間の優遇制度あり。
問合せ先	日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html

労働金庫（ろうきん）の入学時必要資金融資	
貸付限度額	入学時に進学先に支払う教育資金（入学金、授業料。進学先に納入済みのものは対象外）に対して、申込時に選択した入学時特別増額貸与奨学金の額（10万円～50万円の間で選択した金額）が限度となる。※申請時に選択した金額を超えての融資は行いません。
対象	日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」の採用候補者となった方
利息	年1.70%程度（固定金利） ※2020年9月1日現在
備考	・入学時特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込み、低所得等を理由に利用できなかった世帯の生徒に貸与する。 ※予約採用の申込時に申告された家計収入が一定以下の場合、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。 ・労働金庫から受けた融資の返済は、進学後に振り込まれる入学時特別増額貸与奨学金により一括返済する。
問合せ先	労働金庫 https://all.rokin.or.jp/
入学時特別増額貸与奨学金（日本学生支援機構）	
金額	10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択
時期	入学後、初回の無利子又は有利子奨学金とともに振り込まれる
対象	日本学生支援機構が行う国の奨学金（貸与型/無利子、有利子）の申込者で以下を満たす人 ・国の教育ローンを利用できなかった ・世帯の収入が一定水準以下
利息	有利子の利率に0.2%を加えた率（申込時に利率を「固定」か「見直し」を選択）
備考	・入学前の振込ではない ・国の奨学金（貸与型）とセットで利用（単独では利用できない） ・上記の労働金庫の「入学時必要資金融資制度」と併せて使うことで、入学前に資金が得られる
問合せ先	日本学生支援機構 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/type/nyuzo.html

※この他、民間金融機関の教育ローン等あり。

学生の経済的支援等に関する大学等への周知・要請

授業料の納付猶予・減免等に関すること

- 入学料等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済的に厳しい世帯の学生等がいることも踏まえ、各大学等においてそれぞれ実施している授業料等の納付猶予、分納、免除及び減額について、納付時期の猶予等の弾力的な取扱いや減免等の柔軟な御配慮をいただくよう、改めてお願いいたします。
 - 入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、機構の入学時特別増額貸与奨学金（有利子による一時金）や生活福祉資金貸付制度（都道府県社会福祉協議会）等の活用について周知をお願いします。
 - くれぐれも、経済的理由によりやむを得ず授業料等の納入が困難となっている学生等を即座に除籍とする等の不適切な対応を行うことがないようにしてください。
- ※各大学等が独自に行う家計急変を事由とする授業料減免に対する支援について、令和2年度1次補正予算及び2次補正予算に計上

奨学金等に関すること

- 他省庁などの支援策も含めた、経済的に困難な学生等が活用可能な支援策を一覧にまとめた資料を作成しました。…（略）家計が急変して緊急に支援する必要がある世帯の学生等に対しては、高等教育の修学支援新制度や機構の貸与型奨学金の両制度において、令和3年度以降も随時申込を受け付けます。…（略）加えて、各大学等が独自に行う授業料等減免のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し授業料等の支払いが困難となった学生等に対する授業料等減免にも取り組んでいただいております。…（略）令和3年度においても、引き続き、これらの学生等に対し御配慮いただくようお願いいたします。

休学中の在籍料に関すること

- 各大学において経営状況は個々に異なる事情はありつつも、学生の経済的な負担を軽減する観点から、休学中に在籍料等を徴収する場合には、納付時期の猶予等の弾力的な取扱い、減免、徴収金の再入学金後の授業料等への充当等の柔軟な対応について御配慮いただくよう、お願いします。

- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置の実施に際して留意いただきたい事項等について（令和2年4月17日付通知）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等への経済的支援等に関する「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」の公表及び相談対応等における留意点について（令和2年5月29日付事務連絡）
- ✓ 大学等における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインについて（令和2年6月5日付通知）
- ✓ 新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けた学生等に対する追加を含む経済的な支援及び学びの継続への取組に関する留意点について（令和2年12月18日付事務連絡）
- ✓ **経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知等について（令和3年3月26日付通知）**
などにより周知

困難を抱える学生等の支援のため、上記について繰り返し周知・要請